

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

意見陳述書

2025年2月28日

東京地方裁判所

民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 護

原告ら準備書面（3）に関し、代理人の意見を申し述べます。

1 本件任命拒否の重大性と情報公開の必要不可欠性

本件任命拒否は、まず、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」である日本学術会議の会員の任命という、それ自体極めて重要な、国家的な人事に関わる問題です。

しかもそれは、日本学術会議法によって保障された学術会議の政府からの独立性と人事の自律性の基本に関わる問題であります。真理の探究を旨とする学術の世界に政治の論理が介入し、政治権力によって科学が抑圧され、歪められることがあってはなりません。科学の政治権力からの独立と自律は、科学が具有する普遍的、本質的要請であり、それはまさに学問の自由の保障の問題であります。

それゆえ、学術会議の会員の選定方法が任命制となった1983年以来、内閣総理大臣による任命というのは、あくまでも形式的なものであり、学術会議が推薦したとおりに任命するのであり、推薦された者は拒否しない、だから学問の自由独立は保障されているという政府の国会答弁による解釈が確立され、この政府の法解釈

どおりの任命が40年近く定着してきました。本件任命拒否は、この政府の確立した解釈を覆して、敢えて敢行されたものでありました。

このように重要かつ異例な人事については、当然に、その経緯も含めた意思決定過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（公文書管理法4条）、行政文書が作成・保存されなければなりません。そして、本件任命拒否についてその跡付けや検証が行政文書の公開を通じてなされるかどうかは、行政の適正な運営と国民に対する説明義務の履行として、この国の民主主義及び国民主権の根幹に関わる問題にほかなりません。

2 本件任命拒否の違法性と違憲性

日本学術会議法は、学術会議は、科学に関する重要事項の審議及び実現等の業務を「独立して」行うと定め（3条）、また、「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考」と定め（17条）、内閣総理大臣はその推薦どおりに会員を任命することを前提にしています。その趣旨は、学術会議の科学的判断については政治権力からの自由と独立が保障されなければならない、それを担保するためには学術会議会員の選考が専ら「優れた研究又は業績がある」かどうかの学問的見地からなされ、その自律性が確保されなければならない、というところにあります。内閣総理大臣が学術会議会員の取捨選択をした本件任命拒否は、法律が保障する学術会議の独立性と自律性に対する、政治権力による直接の侵害でありました。

そして政府は、本件任命拒否の理由を明らかにしようとせず、また、それを示す行政文書の公開を拒否しています。これは、行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則という行政法の基本原理ないし嚮導的法理に違反するものであり、同時に、国民が必要かつ適正に情報を与えられて国政への理解と批判を可能とすべき国民主権原理に背反するものとして、公文書管理法、行政機関情報公開法その他の関係法律の条項に違反するものであります。

さらに、政府が人を選び好みして6名の任命を拒否したことは、憲法23条が保障する学問の自由を侵害するものです。理由も示さないで政府による学者の取捨選択は、任命拒否をされた当事者本人の学問の自由を直截に侵害するとともに、他の科学者に対しても重大な脅威を与えるものとして、学术界を震撼させました。

さらに、学問の自由は、個人の問題にとどまらず、真理を探究する上で要求される学問の自律性、当該学問分野で受け入れられた手続・方法に基づく真理の探究の自律性を、政治からの介入・干渉を防いで確保することを目的とするものとして、学術会議をはじめとする科学者集団に対しても保障されるべきものです。本件任命拒否は、学術会議自体が本来的に有する学問の自由をも侵害するものとして、憲法に違反するものであります。

以上のように、本件任命拒否は、科学というものの本質的要請に反し、違憲・違法にわたる、前例のない極めて重大な事案であります。その経過及び実態は必ずや行政文書として作成・保存され、開示されなければなりません。